令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:みなべ町、みなべ町議会、みなべ町教育委員会、みなべ町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.6 %	
任期の定めのない常勤職員以外の職員	113.4 %	
全職員	75.3 %	

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	87.4	%
本庁課長補佐相当職	94.3	%
本庁係長相当職	97.3	%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
3 6 年以上	92.1	%
31~35年	99.0	%
26~30年	94.3	%
21~25年	87.3	%
16~20年	94.9	%
11~15年	94.9	%
6~10年	102.0	%
1~5年	91.0	%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、パートタイム会計年度任用職員のうち、月20時間未満の勤務の職員を含まない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。